

クリーンな快適都市いわくらをめざして

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画(案)

—ごみ処理計画—

<推進計画>

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度



い〜わくん

岩 倉 市

目 次

	ページ
1 推進計画の位置づけ	1
2 第5次岩倉市一般廃棄物処理計画<推進計画（平成31年度から令和5年度まで）> の取組内容	2
3 ごみ排出量の減量目標と見込み	
（1）減量目標	4
（2）ごみ排出量の見込み	5
（3）ごみ処理費の推移	6
4 施策内容	
方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進	
○広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供	7
○環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開	7
○自己処理責任の啓発・指導	9
○事業者への指導・支援	11
○ごみ処理費用負担の適正化	12
方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進	
○分別収集・集団回収等の推進	13
○生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進	15
○事業者のリサイクル・減量化推進のための指導	17
○適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進	18
○公共施設におけるリサイクル・減量化の推進	19
方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進	
<収集運搬>	
○集積場所の適正な管理	20
○収集運搬システムの整備	20
<中間処理>	
○ごみ処理の安定化	22
○環境へ配慮した適正処理の実施	22
○ごみ処理費用負担の適正化	22
○ごみ処理施設の適切な管理運営	23

○分別品目の見直し	2 4
○資源化に伴うコストの検討	2 4
<最終処分>	
○埋立量の削減	2 5
○環境へ配慮した最終処分の実施	2 5

方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

○良好な生活環境の保持	2 6
○岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進	2 7
○クリーンチェックいわくらの推進	2 8

5 その他の適正処理計画

○特別管理一般廃棄物への対応	2 9
○その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	3 0
○在宅医療廃棄物への対応	3 1
○災害時に発生するごみの適正処理への対応	3 2
○不法投棄防止対策	3 3

6 計画の推進

(1) 市民の役割	3 4
(2) 事業者の役割	3 4
(3) 市の役割	3 4
(4) 計画の進行管理	3 5
○岩倉市環境審議会	3 5
○岩倉市廃棄物減量等推進協議会	3 5

(参考) 循環型社会づくりに向けた関係法律	3 7
岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	3 8
岩倉市清潔で美しいまちづくり条例	4 4

1 推進計画の位置づけ

「第5次岩倉市一般廃棄物処理計画」は、2019年度（平成31年度）から2028年度（令和10年度）までを見通した総合的な計画であり、長期的な視点に立ち、今後のごみ処理施策の基本的な方針を示した「基本計画」と、その具体的な推進方策を示した「推進計画」（5か年）及び単年度の「実施計画」からなります。

本推進計画は、基本計画に盛り込まれているごみ処理施策の目標の達成に向けて、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量化・資源化、適正処理に取り組んでいくときの指針となるものです。

本推進計画は、後期の推進計画として前期の推進計画を引き継ぐとともに、基本計画の見直しを反映させ、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの間に実施すべきごみ処理施策の体系を示すとともに、個々の事業ごとの目的、条例根拠、事業計画を具体的に示すものです。

2 第5次岩倉市一般廃棄物処理計画＜推進計画(平成31年度から令和5年度まで)＞の取組内容

		評価の表示について ○・・・実施済 △・・・一部実施または検討中 ×・・・未実施	
方針	施策	事業計画	評価
方針1 ごみ市民減・業者資源・市の協働の推進	広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供 環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開	・情報の提供、啓発・PRの実施	○ 広報、ホームページ、パンフレットなど様々な機会をとりえて、啓発・PRを実施している。令和2年度から分別アプリサービスを開始した。
		・施設見学等の実施	○ 「親子ごみ探検教室」と小学校2年生の清掃事務所見学を実施している。
		・授業、講座、イベント、講演等	○ 多くの市民及び団体の協力を得て毎年(コロナ禍により令和2年度、3年度は中止)、環境フェアを実施している。小学校の授業への講師派遣についても随時実施している。令和3年度には、社会人を対象とした生涯学習講座を行った。
		・市民主体の組織づくり	△ 市民団体と協働で生ごみの堆肥化、堆肥を使った花苗づくりを行う体制をつくり、ごみ減量を目的とした活動が実施していたがコロナ禍により中止しており、新たな生ごみたい肥化の施策を検討している。
		・エコファミリー認定事業	× 平成29年度に広報に特集記事として紹介したが、それ以降事業として実施していない。
	自己処理責任の啓発・指導	・市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発	○ ごみと資源の分別と出し方、3Rの実践、不法投棄などごみ問題全般に対し、広報やホームページ等を活用し、情報提供と注意喚起を実施した。
		・排出事業者へのごみの減量化・資源化、適正処理の指導	○ 事業者向け啓発パンフレットを活用し、事業系ごみの適正な処理について働きかけをしている。
		・企業との懇談会の実施	○ 廃棄物減量等推進協議会において企業から選出された委員と意見交換を行った。
	事業者への指導・支援	・「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布	○ 「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」を作成し、事業者への指導等に活用している。
		・事業者による再利用等の促進	○ 広報、事業者向けパンフレット等によるPRを実施した。
		・民間事業者による資源回収量の把握	○ 市内の民間事業者の協力を得て資源回収量の調査を実施し、民間事業者の資源回収状況を把握している。
		・食品廃棄物の資源化の支援	○ スーパーマーケット等の食品関連業者による食品廃棄物の資源化に対して、リサイクルルートの確保等の支援を行っている。
	ごみ処理費用負担の適正化	・ごみ処理費用負担の適正化	○ 市場の動向を見つつ、適正な費用負担を求めるための調査・検討を実施している。
		・粗大ごみの有料戸別収集	○ 粗大ごみ有料戸別収集(平成14年度開始)は、市民に定着している制度となっている。
		・デポジット制度導入の要望	○ 国からの調査への回答等の機会を捉えて要望するようにしている。
方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進	分別収集・集団回収等の推進	・分別収集の推進	○ 分別収集及び古紙と古着の日は、各区の協力により市民と行政の協働事業として継続して実施しており、市民の間で定着している。
		・分別ルールの周知・徹底	○ 分別早見表等の配布により、分別ルールの周知を図るとともに、市民の協力を得て、適正な排出及び回収の徹底に努めている。
		・日曜資源回収及びe-ライフプラザの運営	○ 毎月第1・3日曜日に清掃事務所、毎月第2・4日曜日に消防署東側防災公園で日曜資源回収を実施している。また、平成27年度から常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を清掃事務所内に開設し、平日の資源回収を実施している。
		・安定した資源物の回収ルートの確保	○ 資源の分別を徹底し、安定した資源物の回収ルートを確認している。
		・資源物持ち去りの禁止	○ 各地区の分別収集日にパトロールを行い、市民が安心して資源を排出できる環境の維持に努めている。
		・資源集団回収の推進	○ 資源集団回収の推進に向け支援措置を講じるとともに、古紙類の資源化徹底を支援している。
		・小型家電のリサイクルの推進	○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルに活用するためのプロジェクト参加をきっかけに、平成29年度から不要になった携帯電話・スマートフォンの回収を実施している。
		・家電4品目とパソコンの処理方法の周知	○ 家電4品目やパソコンのリサイクルについては、市民への周知が図られている。また、平成27年度から小型家電リサイクル法に基づく認定事業者によるリサイクルも実施している。
	生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進	・生ごみ処理機購入補助金	○ 平成31～令和5年度(R5.12現在)に電動式生ごみ処理機33台の補助を行った。
		・公共施設用生ごみ処理機やコンポスト等の普及	○ 公共施設から排出される生ごみの減量化・資源化に努めている。
		・ぼかしの普及と使用促進	× 平成30年度にぼかしの製造に取り組む市民団体が解散してしまったためぼかしが作れなくなった。
		・剪定枝の資源化	○ 公共施設の剪定枝をチップパーにより処理し、ごみの減量化を図っている。
		・落ち葉の堆肥化の促進	△ 腐葉土として市民への周知啓発を視野に、清掃事務所でも試験的に取り組んでいる。
		・フラワーリサイクル事業の実施	△ 市民団体と協働で生ごみの堆肥化、堆肥を使った花苗づくりを行う体制をつくり、ごみ減量を目的とした活動を実施していたが、コロナ禍により中止しており、新たな生ごみたい肥化の施策を検討している。
		・食品ロス削減の推進	○ 広報等による市民への周知や、フードドライブを実施している。令和5年度には岩倉市飲食環境組合と食品ロス削減に関する協定を締結し協働で食品ロスの削減に取り組んでいる。
事業者のリサイクル・減量化推進のための指導	・フードドライブの実施	○ 毎年1月末に実施。寄せられた食品は市内の生活困窮者やNPO法人に寄付している。	
	・減量計画書提出時の指導	○ 減量計画書の内容を検討し、提出時に指導している。	
	・事業用大規模建築物の所有者以外の事業者への指導 ・小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指導	○ 個別の事案ごとに適正な廃棄物処理をするよう事業所訪問を実施している。 ○ ごみ内容物調査において、適正な分別が行われていない場合は該当する許可業者や小売店等に対して指導を実施している。	
適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進	・レジ袋有料化等適正包装の普及・推進	○ 令和2年7月から全国一律有料化したこともあり、辞退率は高く、令和5年4月から9月までの平均辞退率は6店舗で89.2%であった。	
	・古紙類資源化の推進	○ 分別収集、古紙と古着の日及び集団回収等において古紙類の回収を推進している。	
公共施設におけるリサイクル・減量化の推進	・再生品や環境配慮型の製品の使用促進	○ 広報等でPRを実施している。	
	・公共施設から発生するごみの減量化・資源化の一層の推進 ・公共施設の再生品使用の推進	○ 公共施設から発生する資源の回収に努めている。 ○ グリーン購入法の趣旨に従い、再生品の使用を推進している。	

方針	施策	事業計画	評価	実績と評価・到達点	
方針	施策	事業計画	評価	実績と評価・到達点	
方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進	集積場所の適正な管理 収集運搬システムの整備	・集積場所の適正な管理	○	全体的に良好な管理が行われているが、一部においてルールとマナーが乱されている集積場所があり、行政区と協議して対応している。カラス被害については、行政区を対象に、令和4年度は希望する行政区にごみ収集容器の貸与、令和5年度からは購入補助を開始した。	
		・車両の低公害車化	△	令和3年度、4年度に塵芥収集車を買い替えたが、塵芥収集車は特殊な車両であるため電気自動車のような低公害車が市場になく、やむなく一般の車両を購入せざるを得なかった。	
		・ごみ減量化・資源化の拠点としての清掃事務所の管理運営	○	平成27年度に清掃事務所に開設した、常設型資源回収ステーション「e-ライブラザ」が市民に浸透し、利用者数は年々増加している。	
		・効率的な収集・運搬のためのシステムの整備 (家庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは許可業者等による収集)	○	令和5年度現在、4コースを民間委託しており、今後もコース収集の見直しを実施していく。	
		・排出が困難な高齢者等への対応の検討	○	現在は要望のある世帯は少なく、個別対応をしているが、清掃事務所が相談窓口となることを福祉部局を通じて周知を図っている。	
		ごみ処理の安定化（小牧岩倉衛生組合）	○	小牧岩倉エコルセンターでは適正な維持管理を行い、安定したごみ処理を実施。市ではごみ処理量の削減に努めている。	
		環境へ配慮した適正処理の実施（小牧岩倉衛生組合）	○	小牧岩倉エコルセンターにおいて周辺環境への配慮、大気汚染物質等排出の抑制、測定結果の公表を実施している。	
		ごみ処理費用負担の適正化（小牧岩倉衛生組合）	○	令和4年度に費用の改定を実施。その後も適正な費用負担についての調査・検討を継続している。	
		ごみ処理施設の適切な管理運営（小牧岩倉衛生組合）	○	平成23年7月からごみ溶融施設とごみ破砕施設及び管理棟の建設を行い、平成27年3月に完成した。また、平成30年3月に旧工場棟解体が完了し、平成31年3月にはストックヤード等整備工事が完了した。	
		分別品目の見直し 資源化に伴うコストの検討	・分別品目の見直し ・資源化に伴うコストの検討	○	乾電池類を令和3年度から収集を開始した。また、事故防止のためにスプレー缶の穴あけをしないように変更するなど分別方法も適宜検討している。
埋立量の削減（小牧岩倉衛生組合）	○	費用対効果を検討し、複数の再生事業者から見積りを徴収してコスト意識を持って資源化を図っている。			
環境へ配慮した最終処分の実施（小牧岩倉衛生組合）	○	ごみ処理施設更新前は減量化・資源化等による処分場の延命化を図った。更新後はメタル・スラッグの利用促進により大幅に埋立量を削減している。			
方針4 まちづくり 清潔で美しい 推進	良好な生活環境の保持	・良好な生活環境の保持	○	清潔で美しいまちづくり条例の実践を行うため、市民参加のクリーンチェックいわくらなどのイベントを通じて環境美化活動を実施している。	
		岩倉市公共施設アダプトプログラム(里親制度)の推進	・アダプトプログラム事業 ・アダプトプログラムの日の推進	○	登録状況は令和5年4月末現在で50団体(個人参加含む)2,259人。 毎年5月30日をアダプトプログラムの日と定め、毎年60人前後の市民が参加している。(令和2～3年度はコロナのため中止。)
		クリーンチェックいわくらの推進	○	環境フェアとあわせて実施(令和2年度、3年度はコロナ禍で中止)し、例年行政区、事業所等約160の団体、約7,000人が参加し、市内全域の清掃を行う。	
その他の適正処理計画	特別管理一般廃棄物への対応	・ばいじん	○	小牧岩倉エコルセンターで発生した飛灰を薬剤処理し、無害化した後に委託処理を行い、一部は資源化している。	
		・感染性一般廃棄物	○	医療機関による処理・処分が適切に行われるよう指導している。	
		・PCBを含むもの	○	公共施設に保管されているPCBを含む廃棄物については適正に保管している。専門の処理業者への委託は一部実施した。	
	その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	・適正処理困難物の指定 ・排出禁止物	○	ホームページによる周知のほか、毎年3月に市内全戸に配布されるリーフレット「ごみと資源の分別と出し方」に引取業者の一覧と排出の方法について掲載している。	
		在宅医療廃棄物への対応	・在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底 ・医療機関との協議	○ △	広報及びパンフレットによる周知を継続して実施している。 協議のための検討は実施しているが、医療機関との協議は未実施である。
	災害時に発生するごみの適正処理への対応	・災害廃棄物の処理体制の整備	○	岩倉市災害廃棄物処理計画及び岩倉市地域防災計画の風水害対策計画編に災害廃棄物処理体制について表記がされている。BCP訓練等で災害廃棄物の仮置き場設置の対応等の検討をしている。	
不法投棄防止対策		・不法投棄の未然防止	○	行政区などと協力し、看板の設置やパトロールを実施。重点箇所への不法投棄防犯カメラを設置している。また、毎年5月30日からの一週間を「ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、市内一斉パトロール及び不法投棄ごみの収集実施している。	
		・空き地の適正な管理についての指導	○	不法投棄させない環境づくりの一環として、土地所有者への指導を行っている。	
計画の推進	岩倉市環境審議会	・岩倉市環境審議会	○	一般廃棄物処理計画基本計画の一部見直しや進捗状況など重要事項を審議した。	
	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	・岩倉市廃棄物減量等推進協議会	○	一般廃棄物処理計画推進計画及び実施計画、レジ袋削減などごみ減量について協議した。	

3 ごみ排出量の減量目標と見込み

(1) 減量目標

ごみの減量・資源化のためには、市民・事業者・市が、それぞれの立場で考え、それぞれの役割に基づいて行動していくことが必要です。そこで共通した具体的な目標として、排出量の見込みに基づいて、ごみ減量・資源化の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 収集ごみの減量目標

目標年度：令和10年度

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量2.3%削減をめざします

令和4年度実績

435g／人・日

(平成29年度実績 457g／人・日)

2.3%削減

令和10年度見込み

425g／人・日

(2) 資源化目標

目標年度：令和10年度

資源化率(公共分)※1 0.25%増加をめざします

令和4年度実績

20.58%

(平成29年度実績 23.26%)

(参考値 30.86% ※2)

0.25%増加

令和10年度見込み

20.83%

(参考値 31.11% ※2)

※1 資源化率

本計画において資源化率とは、
$$\frac{\text{収集資源物} + \text{集団回収量}}{\text{収集ごみ量} + \text{収集資源物} + \text{集団回収量}}$$
とします。

なお、「公共分」とは、市が実施する分別収集や子ども会等が実施する廃品回収によって回収される資源物を指します。

※2 参考値

市内の民間事業者の協力により資源回収量を調査しており、その回収量を加算した資源化率。なお、民間事業者が回収する資源には、岩倉市以外の住民のものや事業者から出されたものも混ざっていると思われるため、得られた数値については資源化率の算出には用いず、参考値として取り扱うものとしています。

資源化率は近年減少傾向にありますが、これは民間での自主回収の実施や回収拠点の設置が進んでいることによるものと考えられ、実際の市民全体としての資源排出量は、市で把握している数量(公共分)よりも多いことが推測されることから、民間事業者による資源回収量の別途把握に努めるものとします。

(2) ごみ排出量の見込み

単位:人・トン

年度	実績														見込み						
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
年度末人口	48,935	48,772	48,394	47,993	47,658	47,474	47,686	47,656	48,000	47,849	47,889	48,045	47,922	47,574	47,761	47,943	48,125	48,307	48,314	48,321	48,329

収集ごみ量A	可燃ごみ	8,214	7,956	7,769	7,704	7,543	7,456	7,421	7,362	7,230	7,199	7,068	7,070	7,093	7,004	6,904	6,912	6,931	6,947	6,913	6,878	6,881	
	粗大ごみ	51	59	49	45	44	53	50	63	58	57	63	69	75	81	76	70	70	71	71	71	71	
	不燃ごみ	965	948	962	898	862	856	812	813	775	726	732	714	788	668	611	612	597	582	564	564	566	
	埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9,230	8,963	8,780	8,647	8,449	8,365	8,283	8,238	8,063	7,982	7,863	7,853	7,956	7,753	7,591	7,594	7,598	7,600	7,548	7,513	7,518	
直搬ごみ	可燃ごみ	1,512	1,632	1,466	1,583	1,331	1,346	1,327	1,347	1,436	1,437	1,519	1,553	842	831	879	889	897	907	916	925	933	
	粗大ごみ	163	130	109	101	126	143	139	144	159	163	203	220	262	228	193	194	195	196	197	198	199	
	不燃ごみ	57	68	41	34	28	28	20	26	25	22	33	14	11	11	9	27	27	27	27	27	27	
	埋立ごみ	125	116	1	4	2	2	1	1	8	118	157	8	56	8	9	4	4	4	4	4	4	4
	計	1,857	1,946	1,617	1,722	1,487	1,519	1,487	1,518	1,628	1,740	1,912	1,795	1,171	1,078	1,090	1,114	1,123	1,134	1,144	1,154	1,163	
収集+直搬ごみ量	可燃ごみ	9,726	9,588	9,235	9,287	8,874	8,802	8,748	8,709	8,666	8,636	8,587	8,623	7,935	7,835	7,783	7,801	7,828	7,854	7,829	7,803	7,814	
	粗大ごみ	214	189	158	146	170	196	189	207	217	220	266	289	337	309	269	264	265	267	268	269	270	
	不燃ごみ	1,022	1,016	1,003	932	890	884	832	839	800	748	765	728	799	679	620	639	624	609	591	591	593	
	埋立ごみ	125	116	1	4	2	2	1	1	8	118	157	8	56	8	9	4	4	4	4	4	4	4
	計	11,087	10,909	10,397	10,369	9,936	9,884	9,770	9,756	9,691	9,722	9,775	9,648	9,127	8,831	8,681	8,708	8,721	8,734	8,692	8,667	8,681	

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量 A×1,000,000/人・日	515g	503g	497g	494g	484g	483g	476g	474g	459g	457g	450g	448g	454g	446g	435g	434g	431g	431g	428g	426g	425g
-------------------------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

収集資源物B	プラスチック製容器包装資源化量	668	639	673	691	692	711	720	723	719	713	706	643	676	668	647	682	687	688	670	670	672	
	新聞	422	370	343	296	297	249	211	193	175	164	148	134	154	131	110	105	106	88	88	88	88	
	雑誌	305	276	266	226	213	201	177	164	160	160	162	156	183	157	139	143	144	144	144	144	145	
	ダンボール	134	145	140	123	115	107	95	91	95	93	91	87	106	103	89	92	93	93	93	93	93	
	古着類	86	81	86	88	84	93	80	70	66	66	68	65	90	80	73	70	70	71	71	71	71	
	牛乳パック	14	14	12	11	12	11	12	5	5	4	4	4	7	6	6	9	9	9	9	9	9	9
	可燃系資源計	961	886	847	744	721	661	575	523	501	487	473	446	540	477	417	419	422	405	405	405	406	
	アルミ	28	30	31	28	32	27	23	28	28	23	23	26	27	24	18	20	21	21	21	21	21	
	スチール	53	52	50	53	52	51	46	43	42	41	39	40	43	39	35	38	38	38	38	38	38	
	金属・小型家電	70	60	56	49	84	138	121	143	145	150	172	202	220	190	162	175	176	176	176	176	177	
	びん類(再使用びん含む)	269	257	253	244	234	234	222	219	215	207	198	190	196	187	178	175	176	176	176	176	177	
	ペットボトル	63	61	62	61	61	63	59	60	61	57	55	55	57	57	55	56	57	57	57	57	57	
	乾電池類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	16	14	14	14	14	14	14	
	蛍光灯	6	6	6	8	5	8	4	5	2	5	5	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	
	羽毛布団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	不燃系資源計	489	466	458	443	468	521	475	498	493	483	497	521	552	510	474	488	492	492	492	492	494	
計	2,118	1,991	1,978	1,878	1,881	1,893	1,770	1,744	1,713	1,683	1,676	1,610	1,768	1,655	1,538	1,589	1,601	1,585	1,567	1,567	1,572		

集団回収量C	新聞	894	839	781	607	585	512	344	406	355	360	308	298	151	180	170	168	168	166	165	162	161	
	雑誌	407	395	375	316	293	263	205	216	189	192	170	176	120	138	128	128	127	127	127	127	127	
	ダンボール	262	250	223	184	167	153	105	135	119	130	108	123	87	95	89	86	84	82	80	79	79	
	古着類	95	88	84	84	75	72	51	52	46	44	42	41	34	38	34	34	33	32	31	30	30	
	牛乳パック	5	5	5	4	4	3	2	5	4	5	5	5	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	可燃系資源計	1,663	1,577	1,468	1,195	1,124	1,003	707	814	713	731	633	643	395	455	425	420	416	411	407	402	401	
	アルミ	8	7	7	5	6	5	2	5	4	5	4	5	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4
不燃系資源計	8	7	7	5	6	5	2	5	4	5	4	5	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4	
計	1,671	1,584	1,475	1,200	1,130	1,008	709	819	717	736	637	648	397	458	429	424	420	415	411	406	405		

収集資源物資源化率 B/(A+B+C)	16.27%	15.88%	16.17%	16.02%	16.41%	16.80%	16.45%	16.15%	16.33%	16.18%	16.47%	15.92%	17.47%	16.77%	16.09%	16.54%	16.64%	16.51%	16.45%	16.52%	16.56%
------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

集団回収量資源化率 C/(A+B+C)	12.84%	12.63%	12.06%	10.23%	9.86%	8.95%	6.59%	7.58%	6.83%	7.08%	6.26%	6.41%	3.92%	4.64%	4.49%	4.41%	4.37%	4.32%	4.31%	4.28%	4.27%
------------------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

資源化率 (B+C)/(A+B+C)	29.11%	28.51%	28.23%	26.25%	26.27%	25.75%	23.04%	23.73%	23.16%	23.26%	22.73%	22.33%	21.39%	21.42%	20.58%	20.95%	21.01%	20.83%	20.77%	20.80%	20.83%
-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※「直搬ごみ」:直接搬入ごみ

(3) ごみ処理費の推移

年 度		28	29	30	1	2	3	4
人口 (人)		48,000	47,849	47,889	48,045	47,922	47,574	47,761
世帯数 (世帯)		21,233	21,276	21,555	21,966	22,144	22,150	22,552
一般会計支出 合計 (千円)		15,641,717	14,187,961	14,776,477	1,581,850	21,638,396	18,561,423	18,816,838
清掃費 (千円)		608,954	596,763	791,308	74,523	806,101	822,077	895,370
割合 (%)		3.89	4.21	5.36	4.71	3.73	4.43	4.76
ごみと資源の 収集量 (t)		9,774	9,660	9,468	9,458	9,718	9,399	9,106
1人当たり 処理費 (円)		12,687	12,472	16,524	1,551	16,821	17,280	18,747
前年度対比	(円)	584	▲ 215	4,052	▲ 14,973	15,270	459	1,467
	(%)	4.83	▲ 1.69	32.49	▲ 90.61	984.53	2.73	8.49
1世帯当たり 処理費 (円)		28,680	28,049	36,711	3,393	36,403	37,114	39,702
前年度対比	(円)	1,124	▲ 631	2,134	▲ 33,318	33,010	711	2,588
	(%)	4.08	▲ 2.20	6.17	▲ 90.76	972.89	1.95	6.97
t当たり処理費 (円)		62,303	61,777	83,577	7,879	82,949	87,464	98,327
前年度対比	(円)	4,492	▲ 526	17,172	▲ 75,698	75,070	4,515	10,863
	(%)	7.77	▲ 0.84	25.86	▲ 90.57	952.79	5.44	12.42
備 考								

1 人口、世帯数は年度末現在

2 ごみと資源の収集量は、コース収集及び分別収集の収集量を合計したもの

3 清掃費は、し尿処理費を除く

- ・ 2002年 (平成14年) 4月から粗大ごみ有料戸別収集開始
- ・ 2004年 (平成16年) 5月から古紙と古着の日開始
- ・ 2005年 (平成17年) 10月からプラスチック製容器包装資源回収開始
- ・ 2011年 (平成23年) 7月から清掃事務所にて日曜資源回収ステーション開始
(2012年 (平成24年) 6月から消防署東側防災公園でも開始)
- ・ 2012年 (平成24年) 4月から金属・小型家電として小型家電の収集開始
- ・ 2015年 (平成27年) 4月から常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を開設
- ・ 2015年 (平成27年) 4月から小牧岩倉エコルセンター稼働開始
- ・ 2021年 (令和3年) 4月から乾電池類の収集開始

4 施策内容

方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

- 広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供
- 環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開

広報、ホームページ、イベント等様々な機会をとらえて積極的に環境・廃棄物処理についての情報を分かりやすく提供します。また、3Rや「もったいない精神」をより生活に活かすため、環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策を展開していきます。

施策の基本的方向

ごみ減量・資源化に向けての第一歩は、ごみを排出する一人ひとりが、家庭や職場、地域など様々な生活の局面で、ごみの排出を抑えて資源化を進めることを意識し、実行することから始まります。そのためには、余分なものの購入を控え、ごみを家庭に持ち込まないようなライフスタイルや、従来伝統的に息づいてきた「もったいない精神」を再認識し、ものを大切に長く使うライフスタイルへの切替えが必要です。

このため、ごみ減量・資源化について、積極的で分かりやすい情報提供や、環境学習、イベントなど様々な手段を用いて市民に知らせるとともに、実践活動を行う市民の拡大に努めていきます。また、環境にやさしい活動に関する講座の開催等を通して、環境委員の意識の向上を図るとともに、環境委員をサポートする人材の養成に努めていきます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第3条 市の責務

事業計画

① 情報の提供、啓発・PRの実施

広報、ホームページ、イベントなど様々な機会をとらえて、ごみ減量・資源化に係る情報の提供、啓発・PRを様々な手段で分かりやすく行います。

② 施設見学等の実施

親子ごみ探検教室や、小学校の環境学習の一環による清掃事務所見学の受け入れを今後も継続し、ごみ減量・リサイクル等に関心を持ち、実践活動を行う市民の拡大に努めます。

③ 授業、講座、イベント、講演等

小中学校の授業や出前講座に講師として職員を派遣するほか、環境フェアやフリーマ

マーケット、環境問題に関する講演会などを開催し、環境教育の推進を図ります。

④ 市民主体の組織づくり

環境委員をはじめ、ごみ問題に取り組む市民や団体などの活動や市民主体の組織づくりを支援していきます。

⑤ 多世代参加型レクリエーション事業

誰もが気軽に参加できる「スポ GOMI」*を市内で開催することにより、市民に広く環境美化、ごみ減量、資源化の啓発を図ります。

※スポ GOMI とは、企業や団体に取り組む従来型のごみ拾いに、「スポーツ」のエッセンスを加え、ごみの質量でポイントを競い合う多世代参加型事業。

○自己処理責任の啓発・指導

市民においては、環境に配慮したライフスタイルへの見直しを促すとともに、事業者においては、排出者としての自己処理責任を基本としてごみの排出抑制やリサイクルを計画的に推進するよう指導・助言します。

施策の基本的方向

ごみの発生抑制を推進するためには、市民・事業者・市のそれぞれが自らの責務を果たすことが重要です。

市民においては、環境に配慮したライフスタイルへの見直しを進めることにより、従来の大量消費型社会から、ものを大切に長く使うライフスタイルへ切り替えるとともに、リデュース・リフューズ、リユース、リサイクルの3R[※]への関心を喚起し実行することにより、ごみの減量と資源化を社会に定着化させていく必要があります。

事業者においては、排出者責任で自己処理していくことを基本に、廃棄物の適正な管理と計画的な事業系ごみの減量化・資源化を指導していきます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

第 11 条 市民による廃棄物の減量

第 16 条 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理

第 17 条 廃棄物管理責任者

第 18 条 減量計画書

事業計画

① 市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発

ごみの処理においては、中間処理や最終処分のそれぞれの段階において環境に対し負荷がかかっています。環境を守るのは市民一人ひとりの心がけであるという認識に立ち、環境に配慮したライフスタイルへの見直しのために、リデュース・リフューズ、リユース、リサイクルの3Rを実行するための啓発を広報、ホームページ、イベント等により行います。

② 排出事業者へのごみの減量化・資源化、適正処理の指導

事業用大規模建築物の所有者に対し、ごみの減量及び適正処理に関する計画及び実績報告と、廃棄物管理責任者の設置を求めていくとともに、広く事業系ごみの排出者に対し啓発を行うなどして、排出事業者自らによるごみの減量化・資源化、適正処理が図られるよう指導します。

③ 企業との懇談会の実施

市内主要企業の代表者と懇談し、ごみの減量化・資源化、適正処理が一層進められるよう相互理解の場とします。

※一般的に3Rとは、「Reduce（リデュース）物を大切に使う、ごみを減らす」、「Reuse（リユース）繰り返し使う」、「Recycle（リサイクル）再び資源として利用する」の3つをさしています。本市では、「Refuse（リフューズ）必要ないものは買わない（断る）、使わない」を「Reduce（リデュース）」と一体的な概念として捉えて、「Reduce・Refuse」、「Reuse」、「Recycle」を3Rと呼ぶことにしています。【岩倉市環境基本計画より引用】

○事業者への指導・支援

事業者においては、排出者の責任において自己処理していくことを基本に、自らの商品やサービスについて見直し、簡易包装や店頭回収などによって、ごみの排出抑制やリサイクルを推進できるよう指導・支援していきます。

施策の基本的方向

事業者においては、「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」を配布すること等により、自己処理責任を基本に、自らの商品やサービスについて見直し、簡易包装や店頭回収等によってごみの排出抑制を行い、廃棄物の適正な管理と計画的な減量化、資源化ができるよう指導します。また、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の資源化を支援していきます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

事業計画

① 「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布

事業者が、自己処理責任を基本に、自らの商品やサービスについて見直し、簡易包装や店頭回収等を行うことによりごみの排出抑制を行い、廃棄物の適正な管理と計画的な減量化や資源化ができるよう、「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」を配布します。

② 事業者による再利用等の促進

資源化が可能な容器等については、製造・販売等事業者が自ら回収し、再利用とリサイクルが図られるよう働きかけます。

③ 民間事業者による資源回収量の把握

スーパーマーケット、新聞販売店等では、独自に自主回収ルートづくりが行われていますが、その回収量の把握にも努めます。

④ 食品廃棄物の資源化の支援

スーパーマーケット、コンビニエンスストア等食品関連業者による食品廃棄物の資源化を支援します。

○ごみ処理費用負担の適正化

ごみの排出者責任に基づき、ごみ処理費用の負担の適正化を図っていきます。

施策の基本的方向

ごみの減量化を図る観点から、適正なごみ処理費用の負担を求めるための調査・検討をしていきます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 1 2 条 家庭廃棄物の排出等

第 2 0 条 一般廃棄物処理手数料

第 2 1 条 手数料の減免

事業計画

① ごみ処理費用負担の適正化

ごみの減量化・資源化の促進を図りつつ、適正な費用負担を求めるための調査・検討をします。

② 粗大ごみの有料戸別収集

2002 年（平成 14 年）4 月から実施している粗大ごみ有料戸別収集は、市民に定着しており、継続して実施します。

③ デポジット制度*導入の要望

引き続き、市長会等を通じて国及び県に要望します。

*デジポット制度とは、飲料製品等に対して、販売価格に上乗せした預かり金（デポジット）を課し、その容器を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと

方針 2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

○分別収集・集団回収等の推進

ごみの減量と資源化を一層推進するため、分別収集を継続して実施していきます。また、資源の集団回収等市民レベルでのごみの減量化・リサイクル活動を支援していきます。

施策の基本的方向

資源の集団回収は、市民の自発的な活動により進められており、資源化の推進のみならず、市民のごみ問題に対する意識の向上と地域コミュニティの醸成からも有意義であることから、より多くの市民の参加が望まれます。資源化による廃棄物の減量と市民意識の高揚のため、資源集団回収を支援していきます。

事業者による資源回収の促進や、資源循環型の資源化ルートの整備等、今後も分別の徹底と収集品目の見直しなどを検討し推進していく必要があります。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 3 条 市の責務

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 9 条 市による廃棄物の減量

第 11 条 市民による廃棄物の減量

第 12 条の 2 収集又は運搬の禁止等

事業計画

① 分別収集の推進

地域における分別収集は、資源をごみから分別することによるごみの減量とともに、地域の役員等の協力により排出者自らが分別する方式であり、循環型社会形成に向けての意識啓発のみならず、地域コミュニティの醸成にも有意義であるため、今後も継続して実施できるよう支援します。

② 分別ルールへの周知・徹底

ごみの減量化を進めるためには、ごみとして排出されてしまう資源を減らさなければなりません。資源化できるものがごみに混入して排出されないよう、分別ルールの市民周知を図ります。また、プラスチック製容器包装資源の適正な出し方の啓発、燃やすごみに混入されがちな雑がみの資源化に努めます。

③ 日曜資源回収及び e-ライフプラザの実施

多種多様化している現代社会のライフスタイルにおいては、平日の朝実施される分別収集に出すことが難しい市民もいるのが現状です。日曜資源回収や e-ライフプラザは、こうした市民ニーズに合わせ、かつ資源の有効利用を図るため、分別収集に出すことが難しい人を対象として利便性を図るものであり、今後も継続して実施します。

④ 安定した資源物の回収ルートの確保

安定した資源物の回収ルートが確保できるよう、資源分別の徹底と拡大に努めます。また、資源回収業者、資源問屋、再生事業者間の連絡調整に必要な役割が果たせるよう努めます。

⑤ 資源物持ち去りの禁止

分別収集に出された資源物の持ち去りに対しては、岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき禁止命令を出すなど厳正に対処し、市民が安心して排出できる環境を維持します。

⑥ 資源集団回収の推進

資源集団回収の推進のため、資源物の引取り価格等の状況を見極めながら助成金を交付し、円滑な回収を促進します。また、回収量が減少傾向にあるため、実施団体数の増加や回収活動の充実を図るとともに、助成内容の見直しについて調査・研究を行います。

⑦ 小型家電のリサイクルの推進

資源の有効活用や安定的な確保につなげるため、「金属・小型家電」としての収集を推進します。

⑧ 家電4品目とパソコンの処理方法の周知

家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は特定家庭用機器再商品化法、パソコンは資源の有効な利用の促進に関する法律及び小型家電リサイクル法によりそれぞれ適正に処理することが定められています。これらの処理方法を分かりやすく市民周知します。

○生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進

ごみの減量化・資源化の観点から、生ごみや樹木の剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化の調査研究を行います。また、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの削減を推進します。

施策の基本的方向

生ごみ（厨芥類）については、燃やすごみに占める割合が一番多いため、減量化・資源化を重要課題として取り組んでいく必要があります。家庭や公共施設の生ごみを減量し、資源化を進めるため、ぼかしによる堆肥化や生ごみ処理機の普及拡大を図るとともに、生ごみや樹木の剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化に向けた調査・研究を進めます。また、市民団体との協働による生ごみリサイクルシステムの確立をめざします。

食品ロスの削減については、市民と事業者の協力が不可欠となります。広報等で周知啓発を行い、また、フードドライブの定期的な実施等によって食品ロス削減を進めます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 3 条 市の責務

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 11 条 市民による廃棄物の減量

事業計画

① 生ごみ処理機購入補助金

家庭から出る生ごみを減量し、資源としていくために、生ごみ処理機の購入を助成し、その普及拡大を図ります。

② 公共施設用生ごみ処理機やコンポスト等の普及

公共施設から排出される生ごみの減量化・資源化に努めます。

③ 剪定枝の資源化

学校や公園などの公共施設から発生する剪定枝は、堆肥利用や公共施設の植栽帯に敷くなどしてごみの減量を図ります。

一般市民の剪定枝の資源化については、小牧市、小牧岩倉衛生組合と調整を図り、調査・研究を進めます。

④ 落ち葉の堆肥化の促進

落ち葉の堆肥化について、市民等に働きかけます。

⑤ 生ごみの資源化推進事業の実施

コンポストの利用など、生ごみの資源化を広く市民にPRしていくとともに、生ごみ

の資源化の方法について調査・研究を進めます。

⑥ 食品ロス削減の推進

令和5年度に、市内の飲食衛生組合と食品ロス削減に関する協定を締結したことを踏まえ、広報等を通じて事業者や市民へ周知啓発等を行うとともに、フードドライブ^{※1}の実施や、民間企業が行うフードシェアリングサービス^{※2}を活用し、食品ロス削減を推進します。

※1 フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動

※2 フードシェアリングとは、食品ロス削減に関する取組の1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み

○事業者のリサイクル・減量化推進のための指導

減量計画書の提出を義務付けられている事業用大規模建築物の所有者に対して、状況に応じて計画提出時の指導を行うとともに、それ以外の事業者に対しても減量計画書を作成してもらうよう努めます。また、小牧岩倉衛生組合のごみ内容物調査の結果をもとに、許可業者や事業者に対し指導を行います。

施策の基本的方向

事業者は、排出した廃棄物を自らの責任において自己処理しなければなりません。同時にごみの減量化・資源化を進めなければなりません。

減量計画書の提出を義務付けられている事業用大規模建築物の所有者に対して、今後も状況に応じて計画提出時の指導を行うとともに、それ以外の事業者に対しても減量計画書を作成してもらうよう努め、廃棄物の適正な管理と、計画的な事業系ごみの減量化・資源化を指導していきます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

第 16 条 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理

第 17 条 廃棄物管理責任者

第 18 条 減量計画書

事業計画

① 減量計画書提出時の指導

事業用大規模建築物の所有者から提出された減量計画書の内容を審査し、状況に応じて指導を行います。事業用大規模建築物の所有者に対し、減量及び適正処理に関する計画及び実績報告と、廃棄物管理責任者の設置を求めていくとともに、広く事業系ごみの排出者に対し啓発を行います。

② 事業用大規模建築物の所有者以外の事業者への指導

事業用大規模建築物の所有者以外の事業者に対しても減量計画書を作成してもらい、排出事業者自らによるごみの減量化・資源化、適正処理が図られるよう努めます。

③ 小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指導

小牧岩倉衛生組合では、ごみの搬入許可業者に対して随時搬入したごみの内容物を調査しています。この結果をもとに許可業者及び事業所に対し指導を行います。

○適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進

商品包装の適正化やレジ袋有料化の拡大、古紙類の資源化を推進していきます。

施策の基本的方向

ごみとして排出される容器や包装を減らすために、商品購入の際に簡易包装の商品を選び、買い物袋（マイバッグ）の持参を広げていく取組が必要です。

市内のスーパー等小売店でのレジ袋有料化の取組では、レジ袋辞退率 90% 近くの成果が出ています。近年問題となっているプラスチック製品による海洋汚染問題への対応も踏まえ、今後さらに商品包装の適正化やレジ袋有料化の拡大、古紙類の資源化を一層推進していきます。

また、資源の分別と回収・再生ルートの整備に伴って再生された商品（再生品）の製造・販売・使用の促進を図るとともに、環境負荷の少ない環境配慮型の製品（エコ製品）の購入・使用に努めていきます。

根拠条例

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 3 条 市の責務

第 5 条 市民の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

事業計画

① レジ袋有料化等適正包装の普及・推進

レジ袋有料化の取組を拡大・推進するため、小売店等に対し、適正包装やマイバッグ持参の普及・促進（マイバッグキャンペーン）を働きます。

② 古紙類資源化の推進

古紙類（新聞、雑誌と雑がみ、ダンボール、牛乳パック）の資源化を推進していきます。

③ 再生品や環境配慮型の製品の使用促進

市民、事業者への情報提供、周知・啓発により、再生品の製造・販売・使用の促進を図るとともに、環境負荷の少ない環境配慮型の製品（エコ製品）の購入・使用を促すよう努めます。

○公共施設におけるリサイクル・減量化の推進

公共施設から発生する資源の回収を推進し、市民や事業者の模範となるようなごみの減量化・資源化を推進していきます。

施策の基本的方向

ごみの減量化・資源化を推進していくためには、まず岩倉市自らが減量化・資源化に率先して取り組み、市民や事業者の模範とならなければなりません。そのため、公共施設から発生する資源を一層回収する必要があります。今後も更なるごみの減量化・資源化に向けて積極的に施策を展開していきます。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 3 条 市の責務

事業計画

① 公共施設から発生するごみの減量化・資源化の一層の推進

公共施設から発生する資源について、一層回収するよう推進していきます。学校給食センターや保育園から発生する廃食用油を回収し資源化を進め、また、給食センターから発生する残渣については、生ごみ処理機での自己処理によって減量化を図ります。

② 公共施設の再生品使用の推進

本市で購入する物品等はできるだけグリーン購入法の趣旨に従い、再生品の使用を推進していきます。

方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

<収集運搬>

- 集積場所の適正な管理
- 収集運搬システムの整備

集積場所の適正な維持管理に努めるとともに、効率的な収集運搬が行えるシステムの整備に努めます。

施策の基本的方向

各家庭からのごみ及び資源の排出と市による収集の接点である集積場所は、市民と市との協働により清潔・安全かつ適正な維持管理に努め、ごみ出しルールが守られていない場合等は、必要に応じて指導やパトロール等を実施していきます。

また、車両の低公害車化、清掃事務所の管理運営、コース収集の民間委託化等効率的な収集が行えるようなシステムの整備に努めるとともに、各事業者からのごみ及び資源については、許可業者等の効果的な収集が行えるシステムの整備に向けた調査・研究を行います。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

- 第 3 条 市の責務
- 第 5 条 市民の責務
- 第 12 条 家庭廃棄物の排出等

事業計画

① 集積場所の適正な管理

行政区の協力を得ながら、市民・市の役割分担により良好な管理に努めます。また、集積場所に出されたルール違反のごみに対しては、看板の設置等によるルールの啓発を基本としつつ、防犯カメラの設置も視野に入れた対策を行います。

カラス対策として行政区が購入する折り畳み式ごみ収集容器の購入補助を継続し、管理の困難なごみ集積場所の改善を図ります。

② 車両の低公害車化

現在、市が保有している塵芥収集車はすべてNO_x・PM法[※]の規制に適合していますが、今後塵芥収集車の買い替えに当たっては、車両の低公害車化を進めます。また、委託業者及び許可業者に対しても同様に指導します。

③ ごみ減量化・資源化の拠点としての清掃事務所の管理運営

清掃事務所をごみ問題の総合窓口及び拠点施設として、適正に管理運営を行います。

④ 効率的な収集・運搬のためのシステムの整備（家庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは許可業者等による収集）

効率的な収集・運搬を実施するため、コース収集について随時見直しを図るとともに、民間委託についても計画的に進めます。また、事業系のごみについても、分別の徹底を図り、併せて、許可業者等による適正な収集が行えるようなシステムの整備に向けた調査・研究を行います。

⑤ 排出が困難な高齢者等への対応

今後、高齢化社会がさらに進むことが予想されるため、集積場所や分別収集集積場への排出が困難な高齢者等の世帯に対して、ヘルパーやボランティアと連携した戸別収集を実施します。

※NO_x・PM法とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

<中間処理>

○ごみ処理の安定化（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターでは、適正な維持管理を行うことにより、安定したごみ処理を行うとともに、さらなる資源化を推進し、熱エネルギーの回収に努めます。市では、ごみ減量・資源化を積極的に進め、ごみ処理量の削減に協力します。

施策の基本的方向

小牧岩倉エコルセンターで安定したごみ処理を行うことができるよう、市においてごみ減量・資源化を積極的に進めるとともに、ごみ処理量の削減に協力します。

ごみ溶融熱を利用した発電を行うとともに、公共施設でエネルギーを使用し、有効活用を図ります。

○環境へ配慮した適正処理の実施（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターにおける溶融炉の運転に当たっては、周辺への環境に配慮し、ダイオキシン類をはじめとした大気汚染物質等の排出等を抑制するとともに、測定結果を積極的に公開します。

施策の基本的方向

小牧岩倉エコルセンターにおける溶融炉の運転に当たっては、周辺への環境に配慮し、ダイオキシン類をはじめとした大気汚染物質の排出等を抑制します。

また、これらの排出量を定期的に測定し、測定結果が基準に適合するかを常に監視するとともに積極的に公開していきます。

○ごみ処理費用負担の適正化（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターへ搬入する許可業者等に対しては搬入時に処理手数料を徴収していますが、費用負担の適正化を図るために調査・検討を行います。

施策の基本的方向

小牧岩倉エコルセンターへ搬入する許可業者等に対しては搬入時に処理手数料（20kg まで 440 円 超過 10kg ごとに 220 円加算）を徴収しています。今後も費用負担の適正化を図るために調査・検討を行います。

○ごみ処理施設の適切な運営管理（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターの施設更新工事は、2011 年（平成 23 年）7 月から始まり、2015 年（平成 27 年）3 月に完成し、ストックヤード等周辺施設の整備工事についても 2019 年（平成 31 年）3 月に完了しました。
--

施策の基本的方向

旧環境センターの更新施設として、ごみ溶融施設、ごみ破碎施設及び管理棟の建設を行い、2015 年（平成 27 年）3 月に完成しました。また、ストックヤード等周辺施設の整備工事についても、2019 年（平成 31 年）3 月に完了しました。引き続き、ごみ処理施設の適切な管理運営を行います。

なお、ごみの出し方等については、次回の施設更新に向けて、小牧市と連携・協力し、調査・研究します。

○分別品目の見直し

○資源化に伴うコストの検討

ごみの減量化・資源化の観点から、資源化に伴うコストを比較検討したうえで、必要に応じ分別品目の見直しをしていきます。

施策の基本的方向

ごみの減量化・資源化の観点から、分別品目の見直しをしていきます。リサイクル（資源化）にはある程度費用はかかりますが、この中でも資源化に伴うコストを比較検討し、よりよいリサイクル方法を研究していきます。

根拠条例

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 3 条 市の責務

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 11 条 市民による廃棄物の減量

第 12 条 家庭廃棄物の排出等

第 20 条 一般廃棄物処理手数料

第 21 条 手数料の減免

事業計画

① 分別品目の見直し

ごみの減量化・資源化の観点から、資源化できるものについての情報を積極的に収集し、分別品目の見直しの検討を重ねます。

② 資源化に伴うコストの検討

資源化に必要な中間処理や資源の引取りに際しては、資源化に伴うコストを比較検討し、よりよいリサイクル方法を研究していきます。

<最終処分>

○埋立量の削減（小牧岩倉衛生組合）

施設が新しく更新されたことによる、メタル、スラグの利用と徹底した資源化により埋立量の削減を図っていきます。

施策の基本的方向

現在の環境センター処分場は、1998年（平成10年）4月から供用を開始していますが、令和4年度末現在の埋立率は73.54%（実埋立容量267,700 m³に対し埋立量196,870.08 m³）となっています。

今後は、施設が新しく更新されたことによる、メタル、スラグの利用と徹底した資源化により大幅な埋立量の削減を図っていきます。

○環境へ配慮した最終処分の実施（小牧岩倉衛生組合）

環境センター処分場における埋立処理は大きく減少しますが、周辺環境への配慮は今後も継続して実施していきます。

施策の基本的方向

環境センター処分場における埋立処理の実施に当たっては、周辺への環境に配慮して行い、処分場からの浸出水については水処理施設において有害物質を取り除いた後直接下水道に放流する等、周辺環境を悪化させることのないように処理しています。

また、これらの数値を定期的に測定し、測定結果が基準に適合するかを常に監視するとともに積極的に公開していきます。

方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

○良好な生活環境の保持

岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、良好な生活環境の確保に関する施策を実施します。

施策の基本的方向

本市では、2002年（平成14年）4月から岩倉市清潔で美しいまちづくり条例を施行しています。この条例に基づき、環境美化に対する意識の啓発等を図り、良好な生活環境の確保に必要な施策を実施していきます。

根拠条例

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第6条 清潔の保持

（岩倉市清潔で美しいまちづくり条例）

第3条 市の責務

事業計画

① 良好な生活環境の保持

環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、良好な生活環境を確保するため、市民や事業者、団体などと協力し、クリーンチェックいわくらやクリーンアップ五条川などの環境美化活動を実施します。

○岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進

市民や事業者が身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の里親となり、美化及び清掃を行い、ボランティアで管理していくアダプトプログラム（里親制度）を推進します。

施策の基本的方向

公共空間の清掃・美化は、地域に暮らす市民や事業者と市が協働して取り組んでこそ成果が出るものです。本市では、2003年（平成15年）4月から身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の美化及び清掃について、市民や事業者、団体が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）事業を実施しています。今後も、地域への誇りと愛着を育み、清潔で美しいまちづくりを推進していく必要があります。

根拠条例

（岩倉市清潔で美しいまちづくり条例）

第5条 市民等の責務

事業計画

① アダプトプログラム事業

身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の美化及び清掃について、市民や事業者、団体が自ら担い手となるようアダプトプログラム事業への参加を呼びかけます。

② アダプトプログラムの日の推進

毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と設定し、当日は市内全域で一斉清掃を実施します。また、積極的に活動に取り組む市民や団体に対して表彰を行い、活動の継続と発展及び他の市民の意識を喚起します。

○クリーンチェックいわくらの推進

市民及び各団体等の幅広い参加と協力のもとに、ごみ散乱防止等をなくすための環境美化活動を行うクリーンチェックいわくらを推進します。

施策の基本的方向

「クリーンチェックいわくら」は、多くの市民・事業者と市が協働でごみ散乱防止等をなくすための環境美化活動を実践する機会となっています。今後も、身のまわりの環境を美しく快適に保つ意識の発揚のため幅広く取り組む必要があります。

根拠条例

(岩倉市清潔で美しいまちづくり条例)

第 5 条 市民等の責務

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 6 条 清潔の保持

事業計画

① クリーンチェックいわくら

市民及び各団体等の参加を得て、地域のごみと向き合うことで、身のまわりの環境をいつくしむ意識が高められるようキャンペーン活動を展開します。

5 その他の適正処理計画

○特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物は、適正に処理を行うよう周知・指導を行います。

目 的

一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物として定められたものは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものです。

特別管理一般廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等の規定に基づき適正に行う必要があります。

根拠条例

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第 2 条 定義

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 1 5 条 排出禁止物

事業計画

① ばいじん

小牧岩倉エコルセンターで発生する飛灰は、薬剤処理し、安定化、無害化した後、委託処理します。また、一部の集塵灰は委託して山元還元^(※)を行い資源化します。

※山元還元…リサイクルのひとつで、金属成分を含有した廃棄物を鉱山や製錬所の設備を用いてマテリアルリサイクルする方法

② 感染性一般廃棄物

医療機関による管理及び適正処理・処分を指導します。

③ PCBを含むもの

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む部品が廃棄された場合は、適正に保管するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などにより整備される処理体制に基づき、定められた期限内に、専門業者に委託し処理をします。

○その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応

適正処理困難物と排出禁止物に関して、適正なルートによるごみと資源物の回収・処理を促進していきます。

目 的

家庭から排出されるごみであっても、有害性、危険性があるなどして市による適正な処理が困難なものは少なくありません。このようなものについては、製造、加工、販売等を行う業者に適切な措置を講ずるよう指導・助言をするなどして、その中に含まれる資源物の適正な回収と処理を促進する必要があります。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 1 4 条 適正処理困難物の指定等

第 1 5 条 排出禁止物

事業計画

① 適正処理困難物の指定

市による適正な処理が困難な廃棄物を順次指定し、市民に対し周知を図るとともに、その適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う業者に適切な措置を講ずるよう指導・助言をするなどして回収と処理を促進します。

② 排出禁止物

市が行う廃棄物処理に支障をきたす恐れがあるなどして、排出を禁止するものについて周知し、その適正な処理を排出者に求めます。また、適切な保管、運搬、処分等についての指導に努めます。

○在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物の適正な処理を行います。

目 的

自宅等で医療を行う在宅医療の普及に伴い、在宅医療に伴って排出される廃棄物について適正な処理を行っていきます。

根拠条例

(なし)

事業計画

① 在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底

広報及びパンフレットにより在宅医療廃棄物の処理が必要になった場合について周知していますが、今後も継続してPRに努めます。

② 医療機関との協議

様々な性状を持つ在宅医療廃棄物を適正に処理するためには、医療機関との連携が欠かせません。在宅医療廃棄物の問題点や処理方法等については、今後市内の医療機関と協議を検討します。

○災害時に発生するごみの適正処理への対応

地震、台風等の災害時においても、良好な衛生環境を維持するため適正な廃棄物処理体制の確保に努めます。

目 的

地震、台風等の災害が発生した際、市内の良好な衛生環境を維持する必要があるため、すみやかな廃棄物処理体制の確保を行う必要があります。そのためには、日頃から災害発生時に起こりうるあらゆる事態を想定し、どのような事態が生じても適正に確保できるような廃棄物処理体制の整備を検討する必要があります。

根拠条例

災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省策定）

事業計画

① 災害廃棄物の処理体制の整備

岩倉市災害廃棄物処理計画に定めた災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方針に基づき、実効性のある適正な処理を行うための体制整備に努めます。

○不法投棄防止対策

不法投棄の防止に取り組み、地域の清潔が保持されるよう努めます。

目 的

不法投棄防止には、「ごみのごみを呼ばない」良好な地域環境を保持することが必要です。名神高速道路下、五条川下流部など人目につきにくく不法投棄がされやすい場所については、江南警察署をはじめ関係機関や地域と連携し、不法投棄監視ウィークの実施、啓発・パトロールの実施、不法投棄防犯カメラの設置、情報提供の呼びかけを行うなど不法投棄防止策を講じることが必要です。

また、不法投棄が生じた場合は、すみやかな撤去、収集、処理を行い、「ごみのごみを呼ぶ」状況を回避していかなければなりません。

根拠条例

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 6 条 清潔の保持

(岩倉市清潔で美しいまちづくり条例)

第 5 条 市民等の責務

事業計画

① 不法投棄の未然防止

不法投棄の未然防止には、良好な地域環境を保持することが必要です。このために江南警察署をはじめ関係機関や地域と連携し、不法投棄監視ウィークの実施、啓発・パトロールの実施、不法投棄防犯カメラの設置、情報提供の呼びかけを行うなど不法投棄防止策を講じます。

② 空き地の適正な管理についての指導

空き地については、土地所有者により適正な管理を行わなければなりません。適正な管理がされていない場合には、不法投棄を招く可能性が高まることから、空き地管理者への指導を徹底します。

③ クリーンチェックいわくらや不法投棄監視ウィークを活用した不法投棄ごみの回収

市内全域で実施されるクリーンチェックや不法投棄監視ウィークにおいて、地域環境美化のため、不法投棄ごみの回収を行います。

6 計画の推進

ごみの減量・資源化を進め、資源循環型社会をつくっていくためには、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいく必要があります。

(1) 市民の役割

排出者としての責任

- ① 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さないライフスタイルに見直します。
- ② ごみと資源の正しい分別方法を理解し、分別収集をはじめとしたごみの減量・資源化のための適正処理に向けた市の取組に協力します。

(2) 事業者の役割

排出者としての責任

- ① 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみの減量・資源化に向け主体的に取り組んでいきます。
- ② ごみの減量・資源化に向けた取組に協力します。

生産者としての責任

事業者は、自らが製造あるいは販売している商品やその容器等について、ごみの減量・資源化の観点から見直し、ごみになりにくい、あるいはリサイクルしやすい商品等を提供します。また、自らが生産あるいは販売した商品に対し責任を持ち、その商品が不要となった場合の回収ルートの確保やリサイクル技術、処理技術の確立に向けて努力します。

(3) 市の役割

ごみを減らし資源化を進めるための施策の展開

- ① ごみの減量・資源化のための体制づくりや仕組みづくりを行い、リサイクルルートの整備、さらには再生品の利用拡大等リサイクルシステム全体が円滑に機能するための施策を講じます。
- ② 事業者に対して適切な要請、指導を行っていくとともに、ごみ問題に対する市民の意識が高まるよう啓発します。

ごみ処理システムの再構築

- ① ごみの減量・資源化を進め、省資源・省エネルギー・資源循環型社会をつくっていくために、減量化・資源化に主眼をおいたごみ処理システムの再構築を進めます。
- ② 環境に配慮し、安全で効率的な収集運搬・適正処理・処分を実施します。

排出者としての責任

事業者としてごみを出さない事業展開を積極的に推進します。

(4) 計画の進行管理

毎年度、一般廃棄物の処理状況の実態を調査したうえで、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表します。公表結果は、岩倉市環境審議会及び岩倉市廃棄物減量等推進協議会に報告し、計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど、計画の着実な推進に努めます。

また、上位計画である基本計画では、計画期間の中間である5年を目途に見直しを検討を行うこととされていますが、見直しがされた場合は、基本計画との整合を図ります。

○岩倉市環境審議会

目 的

環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

条例根拠

(岩倉市環境基本条例)

第 5 章 環境審議会

第 21 条 設置

岩倉市環境審議会の構成

岩倉市環境審議会規則第2条（組織）

- (1) 知識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民活動団体を代表する者

事業計画

岩倉市環境審議会

一般廃棄物処理計画のうち基本計画の策定及びその重要な変更について審議を行い、通じてごみの減量化・資源化、適正処理を推進していきます。

○岩倉市廃棄物減量等推進協議会

目 的

一般廃棄物処理計画のうち、推進計画及び実施計画の策定及びその重要な変更を行った場合に協議を行います。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 7 条 一般廃棄物処理計画（第 4 項 岩倉市廃棄物減量等推進協議会の設置）

岩倉市廃棄物減量等推進協議会の構成

岩倉市廃棄物減量等推進協議会規則第 4 条（委員）

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 地区役員の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に定める者のほか、特に市長が必要と認める者

事業計画

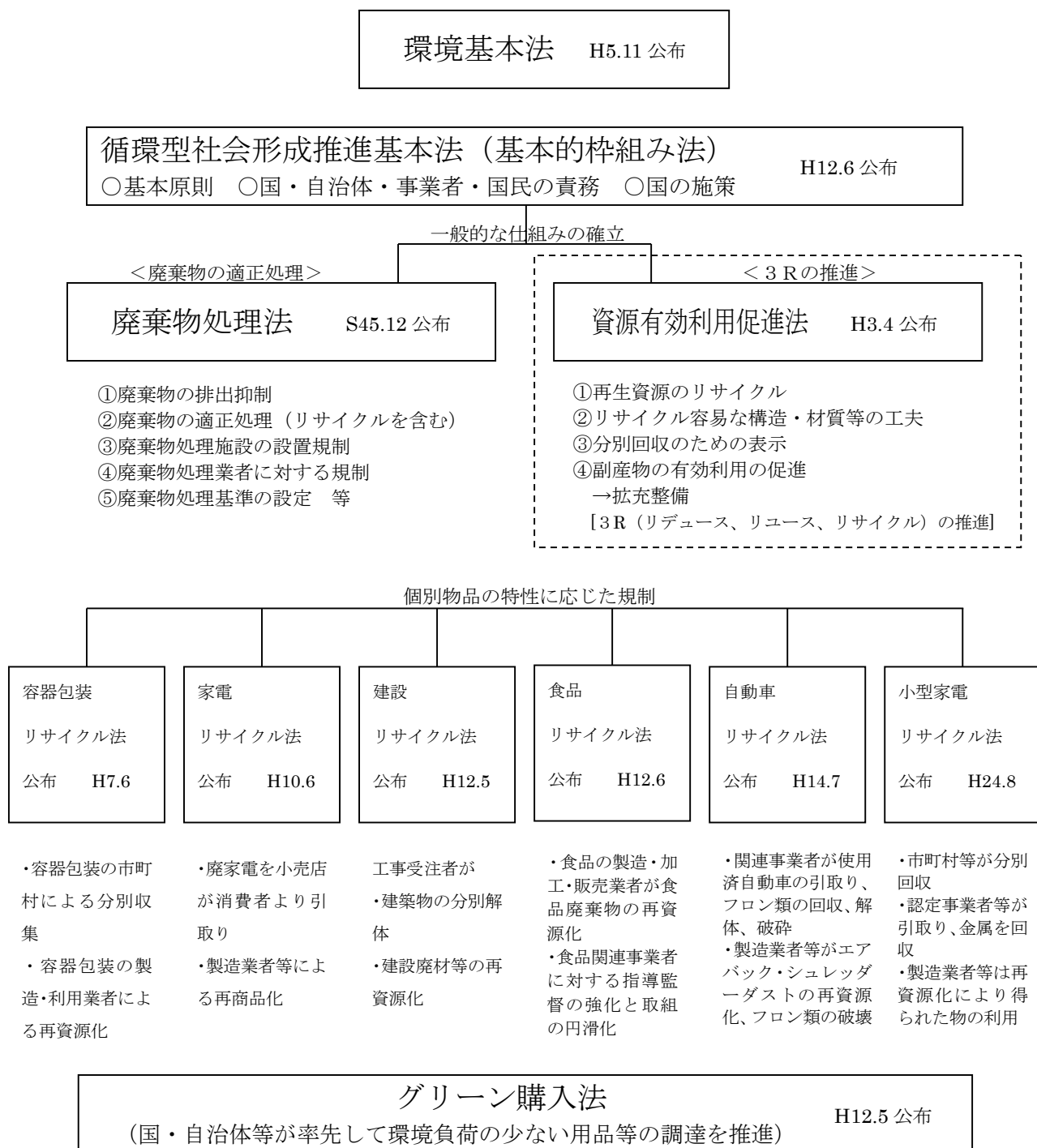
岩倉市廃棄物減量等推進協議会

一般廃棄物処理計画のうち推進計画及び実施計画の策定等を通して、市民・事業者・市が必要な協議や調整を行い、三者協働でごみの減量化・資源化、適正処理が総合的・調整的に推進されるよう努めていきます。

(参考)

循環型社会づくりに向けた関係法律

「循環型社会形成推進基本法」に合せて、関係法律も整備され、これらを一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効ある取組が進められています。



「循環型社会形成の加速に向けて (令和5年3月 愛知県)」から一部を変更して転載

○岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
平成6年6月29日条例第19号

改正

平成9年3月31日条例第8号
平成12年3月30日条例第16号
平成12年7月4日条例第29号
平成13年9月28日条例第21号
平成24年3月29日条例第4号
平成24年10月1日条例第30号
平成26年3月28日条例第23号

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

岩倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年岩倉市条例第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、資源が有限なものであり、かつ、廃棄物が貴重な資源になり得ることから、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もつて市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、廃棄物の発生の抑制及び再利用を促進することによる廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴つて生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴つて生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となるもの又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正な処理に関して基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正な処理に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動の促進を図らなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、その減量に積極的に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するなど、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。）は、その占有又は管理する土地又は建物を清潔に保つように努めるとともに、廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(指導及び助言)

第6条の2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による一般廃棄物処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画のうち基本計画の策定及びその重要な変更については、岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第21条に規定する岩倉市環境審議会の審議を受けなければならない。

4 市長は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会を設置し、一般廃棄物処理計画のうち推進計画及び実施計画の策定及びその重要な変更について協議を受けなければならない。

(市が行う処理業務)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物処理計画に従って、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

(市による廃棄物の減量)

第9条 市は、家庭廃棄物を分別により収集するなどの施策を実施することにより、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

2 市長は、法第6条の2第5項の規定により、事業系一般廃棄物を多量に生ずる事業者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を指示することができる。

3 前項に規定する多量の事業系一般廃棄物の範囲は、別表第1のとおりとする。

(事業者による廃棄物の減量)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等（以下「物の製造等」という。）に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保するなど、廃棄物の減量に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努めるとともに再利用の方法についての情報を提供するなど、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

4 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、再使用が可能な包装、容器等の普及及び使用後の包装、容器等の回収策を講ずるなど、再利用の促進に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量)

第11条 市民は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに集団回収等による再利用の促進のための自主的な活動に参加及び協力し、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(家庭廃棄物の排出等)

第12条 市民は、一般廃棄物処理計画に従って種別ごとにそれぞれの容器に収納し、所定の場所に排出するなど、市長の指示に協力しなければならない。ただし、一般廃棄物のうち市長が規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)で自ら運搬し、処分することができないものについては、当該粗大ごみにその粗大ごみを処理する手数料を納付したことを示す納付券をはり付ける等市長が定める方法に従って、排出しなければならない。

2 市長は、前項の指示に協力しない者がある場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障の原因となる行為をしたと認められるものに対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第12条の2 市長及び規則で定めるもの以外の者は、一般廃棄物処理計画に定める分別収集集積場に排出された廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの(以下「資源物」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長及び規則で定めるもの以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(事業者による困難物の処理)

第13条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。

2 事業者は、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供するなど、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第14条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市におけるその適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収するなど、適切な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(排出禁止物)

第 15 条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市が行う廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条の廃棄物をいう。）を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理）

第 16 条 事業用建築物の所有者（所有者がその権限を委任した者を含む。以下同じ。）は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第 17 条 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

（減量計画書）

第 18 条 事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

（共同住宅における廃棄物の集積場所の設置）

第 19 条 共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅又はその敷地内等に、規則で定める基準に従い、家庭廃棄物の集積場所を設置しなければならない。この場合において、共同住宅建設者は、当該集積場所について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第 20 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、市民又は事業者から一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。ただし、家庭廃棄物（第2項に掲げるものを除く。）は、徴収しない。

2 前項の手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 犬又は猫の死体 1件につき 1,500 円
- (2) 粗大ごみ 1個につき 1,000 円
- (3) し尿 18リットルにつき 160 円

3 前項第2号の粗大ごみに係る徴収は市の発行する粗大ごみ処理手数料納付券により、同項第3号のし尿に係る徴収は市の発行するし尿汲取券による。

4 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（手数料の減免）

第 21 条 災害その他特別の事情があると市長が認めたときは、第20条の手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理業等の許可等）

第22条 法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業の許可（同条第2項及び第7項の規定により更新する場合を含む。）又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（浄化槽清掃業は除く。）がその事業の範囲を変更しようとするときは、法第7条の2第1項の規定により、市長の変更許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定により許可をするときは、許可証を交付するものとする。

4 一般廃棄物処理業の許可証の更新を受けようとする者は、許可期間満了前1月以内に更新の申請をしなければならない。

（許可申請手数料等）

第23条 許可業者として許可、変更若しくは更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第2に定める許可申請手数料等を納入しなければならない。

（事業の廃止等の届出）

第24条 第22条の許可を受けた者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所等を変更したときは、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第25条 市長は、法第18条の規定により、事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査等）

第26条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿、書類その他の物件の検査並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導等の職務（以下「立入検査等」という。）を担当させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（規則への委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第28条 第12条の2第2項の規定による命令を受けた者が同条第1項の規定に違反したときは、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた改正前の岩倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成9年条例第8号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第29号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第30号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定及び第22条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第23号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

種類	区分	範囲
一般廃棄物 (し尿及び犬又はねこの死体を除く。)	1日の平均排出量	20キログラム以上
	1回の排出量	50キログラム以上又は1立方メートル以上

別表第2（第23条関係）

種類	算定基礎	金額
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき	5,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき	5,000円
一般廃棄物処理業許可更新手数料	1件につき	1,000円
一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	1件につき	1,000円
再交付手数料	1件につき	1,000円

○岩倉市清潔で美しいまちづくり条例

平成13年12月21日条例第25号

岩倉市清潔で美しいまちづくり条例

(趣旨)

第1条 この条例は、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もつて良好な生活環境の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住し、勤務し、滞在し、若しくは市内を通過する者、又は市内に土地を所有する者をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(3) 空き缶等ごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック等の飲食料容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他これらに類するごみをいう。

(4) 回収容器 空き缶、空き瓶、プラスチック等の飲食料容器を回収する容器をいう。

(5) 雑草の繁茂 所有し、占有し、又は管理する土地に雑草等が生い茂っている状態をいう。

(6) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。

(7) ふん害 飼い犬等のふんにより、道路、公園その他公共の場所等を汚すことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、環境美化に対する意識の啓発等を図り、良好な生活環境の確保に必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため必要があるときは、国、県その他関係機関等と連携するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の環境美化に努めるとともに、事業活動によつて生じる空き缶等ごみの散乱防止に努めなければならない。

2 事業者は、大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、臭気の防止等生活環境の保持に必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、互いに協力し、環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、道路、公園その他公共の場所等に空き缶等ごみを捨ててはならない。

3 市民等は、雑草の繁茂を防止し、適正な管理に努めなければならない。

4 市民等は、飼い犬等の良好な飼養管理に努め、ふん害を防

止するため、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(屋外燃焼行為の制限)

第6条 何人も、ゴム、皮革、プラスチック類その他の燃焼に伴つて著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であつて規則で定めるものを燃焼させてはならない。

(市の施策への協力)

第7条 事業者及び市民等は、市が実施する施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第8条 市長は、事業者及び市民等に対し、空き缶等ごみの散乱、大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、臭気の防止、雑草の繁茂及びふん害を防止するため、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第9条 市長は、第4条第3項、第5条第2項、第3項若しくは第4項又は第6条の規定に違反し、指導及び助言に従わない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、期限を定めその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画—

<推進計画>

2024年（令和6年）3月

発行：岩倉市

問合先：岩倉市清掃事務所

〒482-8686 愛知県岩倉市石仏町稲葉1番地

TEL 0587-66-5912

FAX 0587-66-5942

岩倉市建設部環境保全課廃棄物グループ

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-66-1111（代表）内線592

0587-38-5808（ダイヤルイン）

FAX 0587-66-6100

岩倉市ホームページアドレス：<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>